

国際旅客運送事業開始・休止・廃止届出書の記載要領

- 1 この届出書は、国際観光旅客税法第20条《税関長に対する国際旅客運送事業の開廃等の届出》第1項に規定する国際旅客運送事業を開始しようとする場合、及び同条第2項に規定する開始の届出をした国際旅客運送事業を休止又は廃止する場合に提出するものです。
- 2 各欄は、様式の注意書きによるほか、次により記載してください。
 - (1) 「住所又は居所」欄には、国外事業者の住所又は居所を記載してください。
 - (2) 「氏名又は名称及び代表者氏名」欄には、国外事業者の名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載してください。国外事業者で押印ができない場合には、署名によって押印に替えることができます。
 - (3) 「納税管理人」欄には、本届出書を提出する納税管理人の役職名（又は職業）及び氏名を記載してください。
 - (4) 「納税地」欄には、国際観光旅客等が本邦から出国する出入国港を記載してください。
なお、納税地特例承認を受けている場合には、当該納税地を記載してください。
 - (5) 平成31年1月7日において現に国際旅客運送事業を営んでいる場合は、「国際旅客運送事業を開始した日又はその開始予定日」欄に、平成31年1月7日と記載してください。
 - (6) 「休止、廃止の年月日・期間」欄には、休止届出書として提出する場合は「(休止期間)」欄に休止期間を、廃止届出書として提出する場合は「(廃止年月日)」欄に廃止年月日を記載してください。
また、廃止届出書として提出する場合は、廃止の区分を「(廃止年月日)」欄の□欄のいずれかにレ点を付してください。両方に該当する場合には、「国際旅客運送事業の廃止」にのみレ点を付してください。
なお、「国内に事務所等を有することとなった」にレ点を付した場合は、納税地を所轄する税務署長に「国際旅客運送事業開始届出書（税務署提出用）」を提出する必要があります。
 - (7) 「休止、廃止の理由」欄には、休止又は廃止の理由を記載してください。
 - (8) 「国際旅客運送事業において使用する出入国港」欄には、国際旅客運送事業において使用する出入国港の所在地及び名称を記載してください。
なお、出入国港の所在地は、「■■県▲▲市」のように記載してください。出入国港の名称は、「●●空港（飛行場）」や「●●港」のように記載してください。
 - (9) 「参考事項」欄には、その他参考となる事項を記載してください。国内にある事務所等の廃止により、本届出書を提出する場合には、国内に有していた事務所等の所在地及び名称を記載してください。